

## 宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率
①社会的養護施設以外	3,713	15	0.4%	3,828	13	0.3%	3,953	14	0.4%
保育所分野	416	10	2.4%	412	4	1.0%	399	6	1.5%
幼保連携型認定こども園分野	99	0	0.0%	117	1	0.9%	130	0	0.0%
地域型保育事業分野	295	2	0.7%	281	0	0.0%	278	0	0.0%
障害者・児福祉サービス分野	1,575	3	0.2%	1,689	8	0.5%	1,818	5	0.3%
障害福祉サービス	1,052			1,112			1,212		
障害者支援施設	37			37			37		
障害児通所施設	479			533			562		
障害児入所支援	5			5			5		
福祉ホーム	2			2			2		
高齢者福祉サービス分野	1,720	0	0.0%	1,725	0	0.0%	1,734	2	0.1%
特別養護老人ホーム	206	0	0.0%	209	0	0.0%	209	2	1.0%
養護老人ホーム	9	0	0.0%	9	0	0.0%	9	0	0.0%
軽費老人ホーム	47	0	0.0%	46	0	0.0%	46	0	0.0%
通所介護	932	0	0.0%	932	0	0.0%	941	0	0.0%
訪問介護	526	0	0.0%	529	0	0.0%	529	0	0.0%
救護施設分野	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
②社会的養護施設	32	5	15.6%	35	5	14.3%	37	3	8.1%
受審義務対象施設	13	5	38.5%	13	5	38.5%	13	3	23.1%
児童養護施設	5	2		5	2		5	1	
乳児院	2	1		2	1		2	0	
児童心理治療施設	1	0		1	0		1	1	
児童自立支援施設	1	0		1	0		1	1	
母子生活支援施設	4	2		4	2		4	0	
受審義務対象外施設	19	0	0.0%	22	0	0.0%	24	0	0.0%
児童自立援助ホーム	7	0		10	0		13	0	
ファミリーホーム	12	0		12	0		11	0	
対象事業所全体	3,745	20	0.5%	3,863	18	0.5%	3,990	17	0.4%

※①社会的養護施設以外：宮城県が策定する評価基準により、宮城県の認証を受けた評価機関が実施。受審・結果公表は任意。

※②社会的養護施設：全国共通の評価基準により、全国推進組織(全社協)の認証を受けた評価機関が実施。

受審義務対象外施設を除き、3年に1回以上の受審・結果公表の義務がある。

なお、児童自立援助ホーム及びファミリーホームについては、国からの通知により、受審義務対象外となっている。

※対象事業所数：「保育所分野」における対象事業所数は、認可保育所数である。

「障害者・児分野」については、同一事業所内で複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。

「高齢者分野」については、「地域密着型サービス事業所」を含む。また、同一事業所内で「地域密着型」「一般型」等複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。